



まいりゅう VS 納豆の妖精「ねば〜る君(茨城県非公認ゆるキャラ)」(6/1・まいんバザール)

あ 来 来 す へ



「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」を制定します

P2 ~ P5

地域担当職員、元気に活動しています!

P6

特集!! まいりゅうが聞く! シティセールス課のお仕事

P7

「八原まちづくり協議会」が誕生しました!

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタート

P8

～市民参加で育む協働のまちづくりに向けて～

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」を制定します



■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 363

●条例の検討当初から、一般に用いられる「自治基本条例」を仮称として使用してきました。制定作業も最終盤を迎え内容がほぼ固まり、市の最上位の計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に掲げた「協働のまちづくりと地域力のアップ」を主眼とした構成となっています。そこで、今後は、条例の内容にふさわしい「まちづくり基本条例」を条例名とします。

「まちづくり基本条例」の制定に取り組んでいます

本市では、市民の皆さんとこれまで以上に連携、協力してまちづくりを進めたり、市民の皆さんが積極的にまちづくりの活動や市政に参加することができるように、その基本的なルールを定める「まちづくり基本条例」の制定に取り組んでいます。現在、今年中の市議会定例会への「条例案」の提出を目指し作業を進めています。本市では、この条例の制定をきっかけとして、龍ヶ崎市に住んで良かった、これからも住み続けたいと心から思えるまちづくりを進めていきたいと考えています。

「まちづくり基本条例」ってなに？ どうしてつくる必要があるの？

「まちづくり基本条例」とは、龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために、市民の主体的なまちづくりへの取り組みを応援し、市民、議会、執行機関が連携、協力してまちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定めるものです。

地方分権の進展

平成12年4月、「地方分権一括法」の制定により、地方自治法をはじめとする多くの法律が改正され、国と市町村の関係は大きく変わりました。最も大きく変わったことは、機関委任事務（※）という市町村が国の出先機関として行っていた仕事が無くなったこと、また、上下関係にあった国

と市町村の関係も、対等・協力の関係となりました。

こうした地方分権改革により、市町村が行うことができる仕事が増え、また、それまで国の通達などに従って行っていた仕事を市町村が自ら判断と責任で行えることになりました。このように、地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、地域の特色を生かした主体的なまちづくりを行えるようになりましたが、それを担う態勢を整えることが必要となりました。

社会環境・市民意識の変化

高度経済成長期をはじめ、行政は、道路や下水道などのインフラ施設の充実をはじめ、箱物と呼ばれる公共建築物の整備を積極的に進めました。高度経済成長が終わりを迎え、また、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、ハード施策からソフト施策が重視されるようになって、

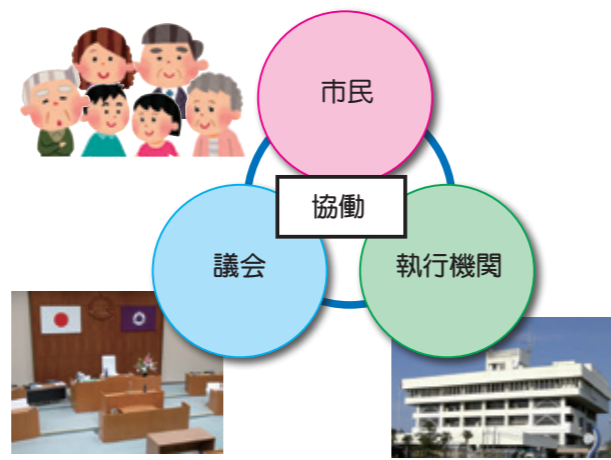
行政の活動範囲にも変化が生まれてきました。

具体的には、これまでの行政サービスに加え、健康診査や相談機能の充実、介護事業の展開をはじめ、学童保育や一時保育、病児・病後児保育など、多様なニーズへの対応です。つまり、行政が担う公共サービスは、施設サービス中心の「家庭の外」のことから、「家庭の中」のことにまで拡大され、まさに、質・量ともに大きな変化を遂げました。

今後も、地域における福祉や防災・防犯体制など、新たな社会的課題を含めた公共サービスの需要の拡大が予想されます。どのように公共サービスを維持し、持続可能なものとしていくのか、地域のあり方が今、問われようとしています。

このような観点からまちづくりを考えると、市民の皆さんが主体的に関わる、いわゆる「共助」の取り組み、そして市民の皆さんと議会、執行機関が連携、協力していくこと、いわゆる「協働」の取り組みの重要性が増しています。すなわち、地域が抱える課題に対しては、これらの3者が知恵を出し合い、共に汗をかきながら課題解決に当たることが必要です。

このように、みんなで補い合い支え合いながら「より良い龍ヶ崎」を創るための手段となる「協働」の取り組みを推進するための基本ルールとなるのが「まちづくり基本条例」です。



「まちづくり基本条例」によってなにがどう変わるの？

条例と言っても、市民の皆さんに特別な規制を設けるものではなく、また、条例ができたからと言って、直ちに市民生活に影響を及ぼすものでもありません。

条例の制定を機に、まちづくりに今まで以上に心を掛けていただくとともに、市においてもさまざまな活動に参加しやすい環境を充実していきたいと考えます。その結果として、協働によるまちづくりを進めて、みんなが幸せに暮らせるまちの実現に一歩ずつ近づけていきたいと考えています。

「まちづくり基本条例(案)」はどのようにつくってきたの？

条例制定の取り組みは、平成24年秋から作業をスタートしました。初めに、市民、議会、行政の各主体がそれぞれ自らの分野について、条例に盛り込むべき事項とその考え方、いわゆる「骨子」づくりを進めました。その後、本市において、各主体で作成した「骨子」を一つに取りまとめ、条例の基本的な事項や考え方をまとめた「条例素案」を策定し、その条例素案に対する「市民説明会」などで、多くの市民の皆さんのご意見などを拝聴しながら、「条例案」を策定しました。



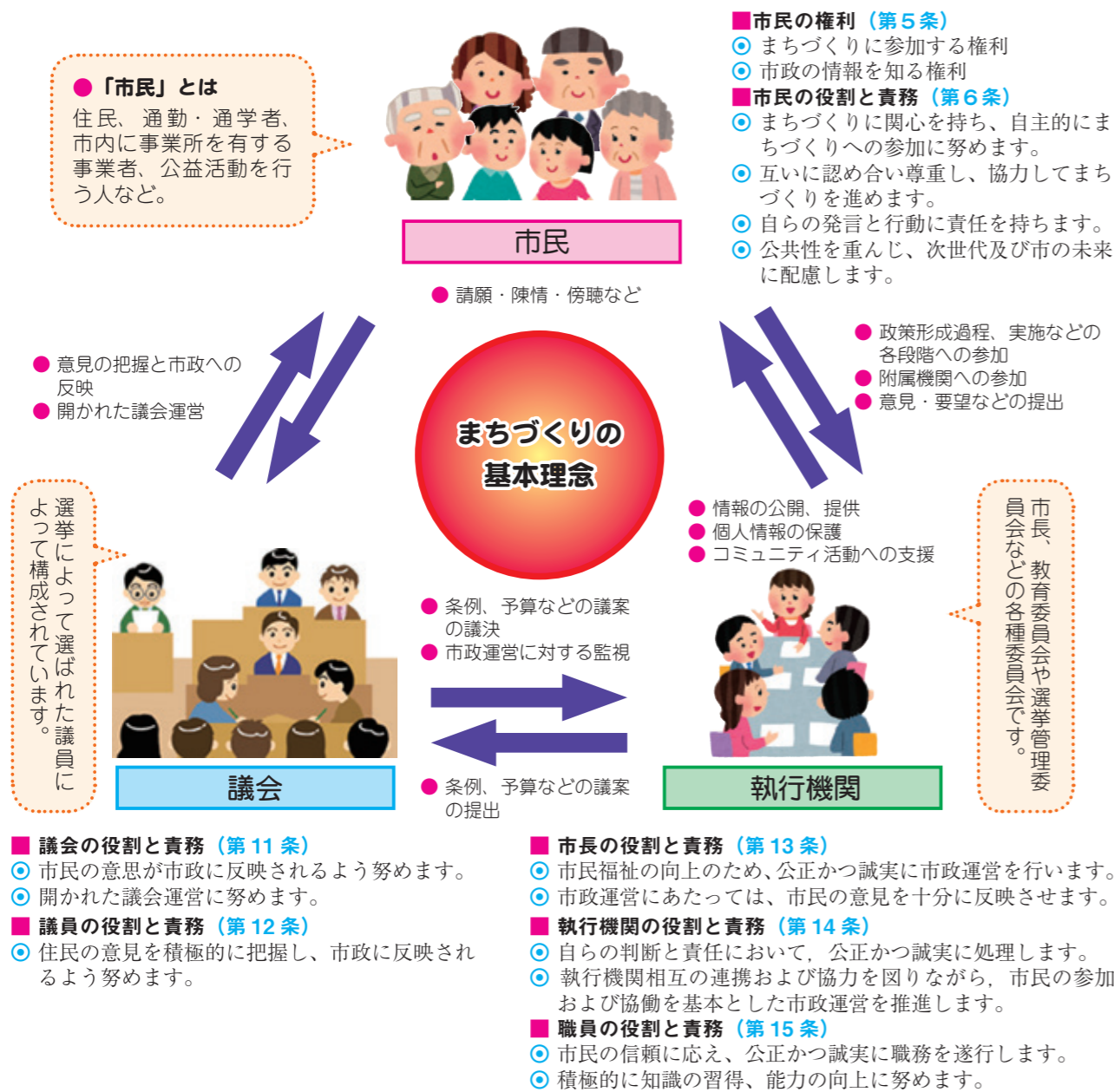
「市民の分野」を検討した市民検討委員会

まちづくり基本条例(案)に定めていること

【前文】	●条例制定の背景や目指すべきまちの姿、将来のまちづくりに必要なことを決意表明しています。
【第1章 総則】(第1条～3条)	●条例の目的や位置付け、用語の定義について定めています。
【第2章 まちづくりの基本理念】(第4条)	●まちづくりにおける基本的な考え方について定めています。
【第3章 まちづくりの担い手】(第5条～15条) 第1節 市民 第4節 議会 第2節 こども 第5節 執行機関 第3節 地域コミュニティ	●市民の権利、役割と責務を定めています。 ●将来のまちづくりの担い手であるこどものまちづくりに参加しやすい環境整備を定めています。 ●地域コミュニティの役割や活動の推進などを定めています。 ●議会および議員の役割と責務を定めています。 ●市長、執行機関、職員の役割と責務を定めています。
【第4章 情報共有】(第16条～17条)	●議会および執行機関の保有する情報の公開および提供、個人情報の保護について定めています。
【第5章 参加】(第18条～22条)	●参加の促進および方法、意見への対応、附属機関への参加、住民投票について定めています。
【第6章 市政運営】(第23条～32条)	●市政運営の基本事項について定めています。
【第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力】(第33条～34条)	●国、県および他の地方公共団体ならびに国際社会との関係を定めています。
【第8章 条例の検討及び見直し】(第35条)	●この条例の検討や見直しについて定めています。

※機関委任事務：国から、国の事務として都道府県知事・市町村長などに委任された事務。

●ポイント② 「まちづくり基本条例が目指すまちづくりの仕組み」



●ポイント③ 「主な特徴的な条項」

- **こどものまちづくりへの参加 (第7条)**
龍ヶ崎市の未来を担う子どもたちを社会の一員として尊重し、子どもがまちづくりに参加する機会をつくります。
- **危機管理 (第29条)**
安心で安全な市民生活を確保するため、災害などに対する危機管理体制を整備します。また、日頃から災害などに備え、国や県、他の地方公共団体などとの連携、協力を図ります。



今後の予定

条例案の制定作業が終わり次第、「まちづくり基本条例(案)」に対し、市民の皆さんからご意見をいただく「パブリックコメント」を行う予定です。パブリックコメントの日程などについては、今後発行する広報紙「りゅうほー」や市公式サイトでお知らせします。なお、これまでの取り組みの経過については、市公式サイトでご覧いただけます。



●ポイント① 「協働によるまちづくりを進めていくためのキーワード」

協働によるまちづくりを進めていくためには、みんなでまちのことを知り、まちづくりに関わることが大切です。
まちづくり基本条例は、まちづくりを担っていく市民の皆さん、議会、執行機関の役割やまちづくりの仕組みなどを分かりやすく整理し、まちづくりへの参加を進め、「協働によるまちづくり」を推進するための基本的なルールを定める条例です。



① 情報共有

まちづくりは、まず知ることから、情報を共有することからはじまります。

市民、議会、執行機関が協働によるまちづくりを進めていくためには、それぞれが保有するまちづくりに関する情報(地域の課題や市政情報など)を共有することが重要です。

(情報の提供方法)

市公式サイト・広報紙「りゅうほー」・メール配信サービス・ツイッター・フェイスブック・公共施設などでの供覧 など



② 「参加」

まちづくりは、市民の参加によって進められています。

市民の参加がまちづくりの原動力です。まちの催しの運営に関わったり、区・町内会・自治会などの活動に参加するなど、身近なことからまちのことに興味を持ちましょう。また、市政にも関心を持ち、参加し、皆さんの声を届けましょう。

(参加の方法)

- 地域のお祭りや清掃活動への参加、子どもの通学・高齢者などの見守り
- 市の講座・説明会などへの参加、広報紙や市公式サイトなどで市政情報を見る
- 市のアンケートに答えたり、意見や提案を出す
- 審議会や委員会などの附属機関の委員として参加するなどさまざまな形態が考えられます。



③ 「協働」

市民、議会、執行機関が互いに協力し合ってまちづくりを進めます。

協働によるまちづくりを基本と考えています。まちづくりの担い手である市民、議会、執行機関がお互いの得意分野を生かして、対等の関係で連携および協力していくことが大切です。

(協働に必要なこと)

- お互いの理解を深め合う
- 信頼関係を築く
- それぞれの立場を尊重する
- 役割と責任を分担する



防犯サポーターの通学の見守り



公園での里親活動の様子

特集!! まいりゅうが聞く! シティセールス課のお仕事

■問い合わせ：シティセールス課シティセールスグループ内線☎376

平成26年4月の市役所の組織変更により発足したシティセールス課のお仕事について、まいりゅうが中山市長に聞いてみたよ。



シティセールスってなに?

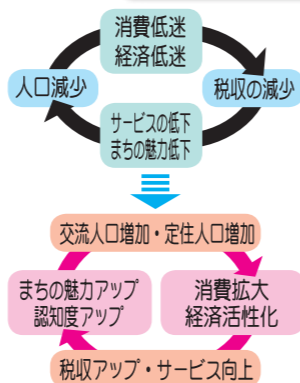
「シティセールス」は、「シティプロモーション」とも言われ、文字通り「都市を売り出すこと」だよ。認知度を上げ、イメージアップを図り、より多くの方々に本市を訪れていただいたり住んでいただくことを最大の目標にしているよ。



なぜ今シティセールスなの?

「人口減少社会」って聞いたことあるよね。人口の減少は、まちの賑わいや活力の低下を招き、経済活動や消費活動の低迷、税収の減少などへ波及し、私たちの生活環境や行政サービスの低下などにもつながりかねないよね。まちの魅力が低下・喪失することは、他の市町村との競争力を失うことでもあり、さらなる人口の流出が心配されるんだ。

そうならないためにも、まちの魅力を発信して本市の認知度を上げ、イメージアップを図り、多くの人に訪れていただく、住んでいただくことで、まちの熟成と地域の活性化を図ることが求められているんだよ。その専門部署としてシティセールス課を発足させたんだよ。



ところで、シティセールス課ってなにをやるの?

シティセールス課の主な業務内容は、本市の有する魅力（地域資源）の情報を効果的に発信することで、認知度を上げイメージアップを図ることだよ。そのための大きな柱として、「龍ヶ崎ブランドアクションプラン」と「フィルムコミッション」の事業があるんだ。その2つについて、簡単に説明するよ。



■ 龍ヶ崎ブランドアクションプラン

本市の有するさまざまな魅力を掘り起こし、磨きをかけ、地域ブランドとして市の内外に向けて効果的に情報を発信する取り組みとして、シティプロモーション活動における重要な構成要素なんだ。今は「特産品」「暮らし」「観光」の3つの視点から、市内で作られている農産品など、生活環境・行政サービス、観光地といった本市の魅力の認知度アップに取り組むことで、住んでみたい・行ってみたいと思ってもらえるようにプラン策定を進めているよ。

■ フィルムコミッション

本市は、都心から45km・車で約1時間という近さながら、牛久沼など豊かな自然環境があるよね。それに流通経済大学や広大な面積のスポーツ施設、さらには竜ヶ崎飛行場まで、優良なロケ地を多く持っていることと映像制作会社の人たちからも評判なんだよ。そのため、数年前から映画やドラマなどさまざまなジャンルのロケ地撮影の実績を重ねてきたんだ。今後、さらに本市をロケ地とした良質な映像作品が撮影され「龍ヶ崎」の魅力を広く知ってもらうため、積極的にロケ誘致などの活動をしていこうとしているよ。



●ロケ実績（一部）：花ざかりの君たちへ（ドラマ）、うさぎドロップ（映画）、日輪の遺産（映画）、AKB48TeamA（PV）など

僕や市民の皆さんはどうすればいいの?

今後、本市のシティセールス方針の策定にあたっては、広く市民の皆さんからのご意見やアドバイスなどをもらいながら進めていく予定だよ。

シティプロモーション活動は、行政だけでは大きな効果を発揮することが難しいんだ。職員はもちろんのこと、市民の皆さんとの協働により、本市の魅力を発信していきたいと考えているんだ。ふるさと大使のまいりゅうはもちろん、市民の皆さんのご協力よろしくお願ひします!



地域担当職員、元気に活動しています!



■問い合わせ：市民協働課コミュニティ推進グループ☎内線437

地域担当職員とは、地域コミュニティ活動を支援するために、各地域コミュニティに5人程度配置される市役所職員です（8地区に計40人）。この制度は平成25年度からスタートし、地域担当職員はこの1年間、地域コミュニティの会議に参加し地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所各部署とのパイプ役を担い、地域の課題解決に向けて活動しました。

各地域コミュニティ役員と地域担当職員に対し、地域担当職員制度に対する意見や感想を聞いたところ、次のような声が寄せられました。



地域コミュニティの会議に出席する地域担当職員

● 地域コミュニティ役員の方からのご意見・感想

- ◎「市役所の職員」という堅苦しい雰囲気はなく、頼みやすい。市役所をより身近に感じられるようになった。
- ◎地域コミュニティの事業の実現可能性を判断する際にアドバイスをもらい、感謝。
- ◎各部署から5人が参加しているため、会議で出たさまざまな課題を市で迅速に調整してもらっている。



- ◎地域のイベントなどにも積極的に手伝ってもらい感謝している。今後も気がついたことを遠慮なく発言して欲しい。
- ◎大変だと思うが、担当業務以外に地域住民に一步近づいて話を聞き、幅広い分野に気づく職員になることを期待。
- ◎担当業務もあるため、どこまでお願いしてよいか考えてしまうことがある。



● 地域担当職員の意見・感想

- ◎住民の方が自分たちの地域のことを真剣に考え、ボランティア活動をしている様子がよくわかり、地域コミュニティの委員の皆さんの熱い思いを感じている。
- ◎地域担当職員は担当業務との兼務であり、住民の方との連携は片手間でできることではないが、積極的に行事などに参加しながら、関係を深めていきたい。
- ◎市民協働課職員が地域に深く関わっているので負担感はないが、まだ地域担当職員としての職責が全うできていないと感じる。
- ◎市役所全体として何か協力できることはないかという視点に立つことを心がけて対応している。
- ◎地域課題を住民の方が決めている地域コミュニティ活動に対し、地域担当職員がどこまで関与していいのか、距離感をつかむことが難しい。



地域コミュニティの役員の方からは、地域課題の解決に取り組む地域担当職員の活動に対して一定の評価をいただいておりますが、まだ地域担当職員本来の役割を十分果たしていないと考えています。

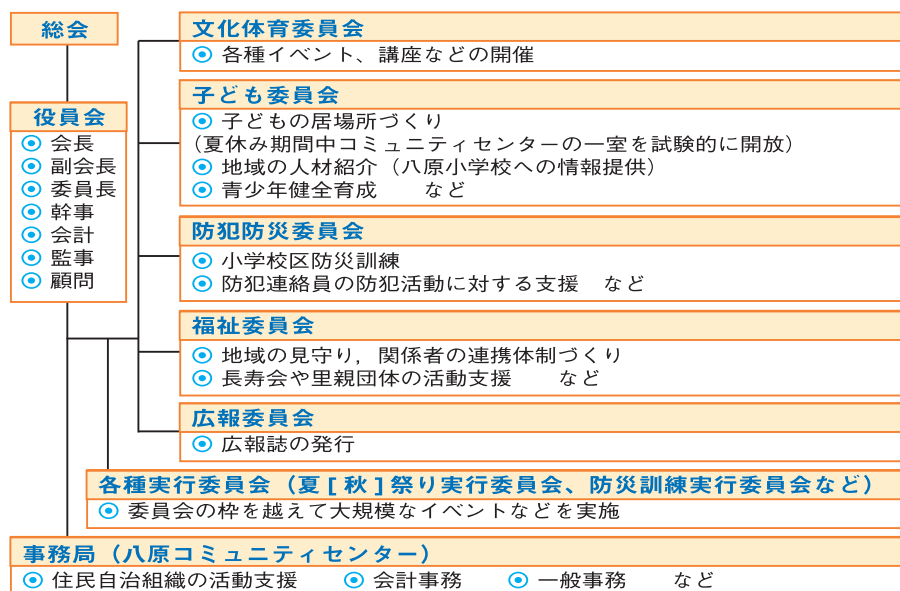
今後も、地域担当職員は地域コミュニティの会合に参加するだけでなく、地域のさまざまな行事などにも積極的に参加していきます。地域担当職員が地域の方と顔の見える関係を築き、地域からさまざまなご相談をいただけるように努力することにより、地域担当職員としての役割をいっそう果たすことができると考えています。

「八原まちづくり協議会」が誕生しました

昨年6月に発足した「八原地域コミュニティ設立準備会」において、9カ月間にわたるさまざまな検討を経て、今年4月、市内8番目の地域コミュニティとして「八原まちづくり協議会」が誕生しました。組織は、文化体育・子ども・防犯防災・福祉・広報の5つの委員会と各種実行委員会、役員会、事務局で構成しています。

区長・自治会長・町内会長をはじめ、地域で活動するさまざまな団体で構成する「八原まちづくり協議会」では「HAPPY SMILE 八原」をキャッチフレーズに、明るく住みよい地域づくりに取り組んでいきます。

【八原まちづくり協議会組織図】



平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタート

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」)は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す取り組みであり、消費税率の引き上げによる財源確保を前提に、平成27年4月から、全国の市町村で本格的にスタートする予定となっています。

●主な目的

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保護者の就労状況などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園(※)」の普及を進めます。 ※認定こども園は幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設です

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

質を確保しながら、認定こども園や保育所に加え、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により、計画的に待機児童の解消を図ります。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、一時預かり保育、延長保育、学童保育などの充実を図るなど、子育てに対する多様な支援を実施します。

●龍ヶ崎市では…

新制度に基づき、子ども・子育て支援施策を本市の実情を踏まえて計画的に実施するために、平成27年度から5カ年間の「龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の平成26年度中の策定に向けた作業を進めています。策定にあたっては、子どもの保護者、事業主や幼稚園・保育所の園長先生などからなる「龍ヶ崎市子ども・子育て会議」を設置し、市民の皆さんへのニーズ調査の実施をはじめ、さまざまな立場や視点から調査審議を行っています。

今後も新制度や子ども・子育て支援事業計画策定に関する情報については、広報紙「りゅうほー」や市公式サイトでお知らせします。

